



知れば得する “ぎかい” のキホン

第12回

議員の選挙

選挙の仕組みそのものを定めた法律である公職選挙法が令和2年に一部改正されました。選挙への出馬を検討するとき、避けて通れないのは公職選挙法。

今回は、令和5年4月に行われる、町議会議員選挙に関する改正点などをまとめました。

改正の概要

公職選挙法では、お金のかからない公正な選挙を実現するとともに、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を持てるようにするため、候補者の選挙運動などの費用の一部を国または地方公共団体が負担する制度（選挙公営制度）が設けられています。

また、これまで禁止されていたビラ頒布が解禁されると共に、供託金制度が導入されることになりました。

町村議会議員の選挙においても、選挙運動などにかかる費用の一



条例における選挙運動に要する費用の公費負担額

区分	項目	公費負担額
選挙運動用自動車	○ 公費負担の適用を受けるのは、一日につき、下記の①か②のいずれか一つ。 ※下記①と②の契約が、同一の日に締結されているときは、当該候補者が指定するいずれかの契約のみが公費負担の適用を受ける。	
	○ 公費負担の上限は、64,500円に届出日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額となる。	
	① 一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約（タクシー等）	一日につき64,500円以内 （2台以上の場合でも1台分）
	② 借入契約（レンタカー業者等）	一日につき15,800円以内 （2台以上の場合でも1台分）
	燃料の供給に関する契約	届出日から選挙期日の前日までの日数×7,560円の範囲内 （①の契約が締結されている場合は、その日数を除く）
	運転手の雇用に関する契約	1日につき12,500円以内 （2人以上の場合でも1人分）
選挙運動用ビラ		選挙運動用ビラの作成 一枚当たり7円51銭以内：1,600枚まで
選挙運動用ポスター		一枚につき、以下によって得た金額の範囲内 （535円6銭×ポスター掲示場数+315,000円）÷ ポスター掲示場数 枚数：ポスター掲示場数まで